

米国における相続税・贈与税

はじめに

私が米国の遺産税・贈与税について興味を持ったのが、昭和から平成にかけてのバブル経済期であり、その時期に、多くの日本個人居住者が、外国に不動産を取得したからである（特に米国のハワイが多かった。）。当時は、個人が取得した米国不動産について、相続が発生したことを見定した事例研究であった。

最近の相続税等に関する動きとして、一つは、米国の減税法における遺産税の廃止であり、もう一つは、日本の相続税・贈与税の見直しとして、米国の遺産税・贈与税と類似する法制（相続時精算課税制度の創設）をわが国においても導入するという平成15年度税制改正案である。

本論は、これらについてもう少しその周辺の状況等を検討することとした。

1 米国の減税案

ブッシュ大統領が就任後にその公約であった減税を定めた法案を米国議会に提出し、その後に成立した。その減税規模は、2001年から10年間に総額1兆3,500億ドル（1ドル120円で換算すると約162兆円）である。

この減税法が最も注目を集めた点は、その減税規模の大きさもさることながら、2010年までに米国が遺産税を全面廃止することを決定した

ことである。この遺産税の廃止は、段階的に控除額を引き上げて2010年までに全廃するという内容である。わが国の相続税の税率は、最低10%から最高70%までの累進税率であり、平成15年度以降は、相続税及び贈与税の最高税率が50%に引き下げる予定である。なお、ブッシュ減税法適用前の米国の遺産税は、18%から55%の税率構造である。

2 日本の相続税・贈与税の見直し論議

平成15年度税制改正において、日本の相続税・贈与税の体系を改革して、米国と同様の課税システムを導入しようとする意見が具体化した。わが国では、相続税等における富の再分配機能を尊重する意見が大勢を占めているようで、現在のところ、米国のように、相続税の全面廃止という動きはみられない。皮肉な見方をすれば、米国における政権交代又は財政状況の変化等の今後10年間の不確定要素を勘案すれば、2010年遺産税全廃を公約した米国政府の場合、その公約は実行されるのかどうかその動向を注目したいものである。

次に、最近話題とされた米国の遺産税・贈与税の概要について、少し述べたいと思う。

3 米国遺産税・贈与税の概要

世界各国では、例えばオーストラリアのよう

Topics of International Taxation

に相続税のない国はある。所得税がほとんどの国にあることに比べて、相続税がない国は、結構あることになる。ただし、相続税がないからといって、相続を原因とする財産の所有権の移転がすべて無税かどうかは別問題である。相続税の課税がなくとも、所得税等により、相続に基因する財産の移転の際に、その財産の値上がり益について課税することができるからである。

米国では、現行の制度としては、連邦税としての遺産税及び贈与税、州税としての遺産税（又は相続税）及び贈与税がある。米国では、すべての相続事案は検認裁判所に申し立てることから始まり、遺言のある場合とない場合での手続が異なるが、当該裁判所の監督の下で遺産の清算手続を行い、その過程において連邦又は州に対して遺産税等の納税申告書を提出することになる。

したがって、米国における遺産税は、被相続人の財産から債務等を控除した額を課税標準として形式上では被相続人が納税者となる。税額計算は、生前贈与の累計額を加算した金額に統一税率を適用して税額を計算し、この税額から税額控除となる納付済みの贈与税等を控除して納税することになる。

また、米国は、相続財産に係る課税方式が国ごとに異なることにより生じる問題を回避するために、相続税・贈与税租税条約を多くの国と締結している。わが国は、租税条約のほとんどが所得税租税条約であるが、米国とのみ相続税・贈与税租税条約を締結している。

米国市民又は米国居住者の場合、米国及び外国に所在する財産に係る相続又は贈与について、

米国の連邦遺産税又は贈与税が課税されることとなる。外国人非居住者の場合は、米国国内に所在する財産のみが課税対象となる。なお、米国の場合は、これら以外の税として、世代を超えた財産移転に対する税 (generation skipping transfer taxes) がある。

日本の場合は、これまでに、相続税の税率に比べて相続税の補完税である贈与税の税率が高く規定されてきたが、米国の場合は、遺産税と贈与税は、同一の税率である統一税率が規定されている。この米国における改正は、1976年に行われたものである。米国における実務がどのように行われているのかは知らないが、生前贈与の累計額等を記録として保存する等、難しい面もあるようである。

わが国は、平成15年度税制改正において、相続税と贈与税を一体化した相続時精算課税制度を創設した。この制度は、贈与税の課税を相続時の精算を前提とした概算払いと性格付けして、その後の相続時に相続税額から支払済み贈与税を控除することができるものである。

また、親から子への資産移転を促進する観点から、複数年にわたり使用できる贈与税の非課税枠2,500万円の改正と、税率の引下げ、住宅取得資金等に係る特例として非課税枠3,500万円等の改正が行われた。

中央大学商学部教授

矢内 一好